

お知らせ

平成31年農業用免税軽油に係る申請について

問 栃木県税務所軽油引取税調
査担当
☎0282(23)6882

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度は、**野木町役場（新館2階大会議室）**で申請を受け付けます。受付日時等は次のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

受付日	受付時間、対象地区		受付会場
平成31年 1月18日(金)	9時～ 11時30分 共同・受委託	13時～ 15時30分 共同・受委託	栃木県庁 小山庁舎 福利厚生棟2階
平成31年 1月23日(水)	9時30分～ 11時30分 友沼学区 (松原含む)	13時～ 15時 南赤塚学区 (丸林西含む)	野木町役場 新館2階 大会議室
平成31年 1月24日(木)	9時30分～ 11時30分 野木学区	佐川野学区	

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。
※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

◆申請の際に持参するもの

- ①免税軽油使用者証
- ②印鑑
- ③免税軽油の引取り等に係る報告書

※新規申請以外の方
※納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証の（原本）を添付

④使用者証更新手数料420円
※新規申請及び使用者証更新の場合

⑤耕作証明書
※新規申請及び耕作面積が変更になった場合

※使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要
※耕作証明書についての問い合わせは町農業委員会事務局まで

☎(57)4109

※新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

※新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

※国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

小山栃木都市計画事業野木第二工業団地土地区画整理事業の事業計画変更案を縦覧します

問 都市整備課 ☎(57)4157

土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により縦覧を行います。

当該事業計画変更案について意見のある利害関係者は、栃木県知事に意見書を提出することができます。

【縦覧期間】

12月1日(土)～14日(金)
※8時30分～17時15分

【縦覧場所】

栃木県下都賀郡野木町大字丸

林571番地
町役場産業建設部都市整備課
(土、日曜日は役場日直室)

【縦覧内容】

小山栃木都市計画事業野木第二工業団地土地区画整理事業の事業計画変更案

【意見書の提出方法】

意見書を提出する人は、縦覧場所にある意見書に記入し、12月28日(金)までに持参又は郵送してください。(郵送は12月28日(金)消印有効)

なお、ファックス、電子メールによる提出はできません。

【提出および郵送窓口】

〒329-0195(住所不要)
町役場産業建設部都市整備課

町ホームページに掲載する バナー広告を募集します

1枠当たり：7,000円/月
天地60ピクセル、左右120ピクセル、
容量8KB以内、形式GIF・JPEG
※審査の結果、掲載できない場合があります。
※詳しいことはお問い合わせください。

問 総務課 ☎(57)4134